

厚真町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元（2019）年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要となりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

更新手数料：10,000円（厚真町簡易水道事業給水条例第29条）

- 指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

- ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

お問い合わせ先：厚真町役場 建設課上下水道G TEL：0145-27-2326